

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担当課	こども家庭センター

契約業者名・住所	社会福祉法人 晴香 理事長 松丸明雄・松戸市根木内145番地
工事等の名称	令和8年度松戸市こどもショートステイ事業等業務委託
工事等の場所	松戸市根木内145番地 児童家庭支援センター オリーブ
種別	子育て施設等利用支援業務
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	金47,026,000円
工事等の概要	保護者が家庭での育児が困難なときに、当該施設において一時的に養育することによって、子育てを支援するとともにその負担を軽減し、乳幼児の健全な育成を図る事業。
随意契約の理由	<p>社会福祉法人 晴香は、児童養護施設晴香園や、こどもショートステイ事業を運営してきた実績があり、24時間365日、児童の養育、保護に対応できる本市唯一の法人である。</p> <p>現状でも上記の条件を満たす法人は他にはなく、保護者の仕事と家庭の両立支援を進めていくためにも業務委託の継続が必要とされる。</p> <p>以上のことから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により現契約相手である社会福祉法人晴香と随意契約する。</p>